

令和7年度熊本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 排水区域面積 | 12,541ha |
| (2) 年間総処理水量 | 89,704,000m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 245,764m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 管渠布設費 | 6,775,000千円 |
| ポンプ場、処理場築造費 | 3,211,686千円 |
| 建設改良費(雨水) | 3,790,542千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | | |
|-------------|---|---|--------------|
| | 収 | 入 | |
| 第1款 下水道事業収益 | | | 20,396,108千円 |
| 第1項 営業収益 | | | 12,344,740千円 |
| 第2項 営業外収益 | | | 8,028,714千円 |
| 第3項 特別利益 | | | 22,654千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 下水道事業費用 | | | 19,424,456千円 |
| 第1項 営業費用 | | | 17,792,084千円 |
| 第2項 営業外費用 | | | 1,610,272千円 |
| 第3項 特別損失 | | | 17,100千円 |
| 第4項 予備費 | | | 5,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,346,078千円は、過年度分損益勘定留保資金 7,478,621千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 867,457千円で補てんするものとする。）。

| | | 収 | 入 | |
|-----|-----------|---|---|--------------|
| 第1款 | 資本的収入 | | | 15,000,908千円 |
| 第1項 | 企業債 | | | 7,411,900千円 |
| 第2項 | 企業債（雨水） | | | 1,964,000千円 |
| 第3項 | 出資金 | | | 13,764千円 |
| 第4項 | 補助金 | | | 3,795,921千円 |
| 第5項 | 補助金（雨水） | | | 1,713,840千円 |
| 第6項 | 負担金 | | | 101,483千円 |
| | | 支 | 出 | |
| 第1款 | 資本的支出 | | | 23,346,986千円 |
| 第1項 | 建設改良費 | | | 10,840,422千円 |
| 第2項 | 建設改良費（雨水） | | | 3,790,542千円 |
| 第3項 | 企業債償還金 | | | 8,706,022千円 |
| 第4項 | 予備費 | | | 10,000千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-------------------------|-------|-------------|
| 公共下水道築造事業 (令和7年度管渠分) | 令和8年度 | 220,000千円 |
| 公共下水道築造事業 (令和7年度施設分) | 令和8年度 | 1,112,300千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------|-------------|--------------------|--|--|
| 公共下水道築造事業 | 6,212,300千円 | 証書借入 又は 証券発行 | 年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。 |
| 流域下水道築造事業 | 223,700千円 | | | |
| 下水道事業債(特別措置分) | 566,000千円 | | | |
| 公営企業借換債 | 409,900千円 | | | |
| 公共下水道築造事業(雨水) | 1,964,000千円 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,352,750千円
(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,750,280千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

熊本市長 大西一史